独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社アルテ サロン ホールディングス	コード	2406
提出日	2021/3/4	異動（予定）日	2021/3/23
独立役員届出書の提出理由	2021年3月23日に開催予定の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。なおすでに社外取締役、社外監査役として選任されております安田氏、野田氏、山形氏、工藤氏についても独立役員として届け出るものです。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	安田　弘幸	社外取締役	○								△							有
2	野田　万起子	社外取締役	○							○								有
3	松永　修	社外取締役	○										△				新任	有
4	山形　富夫	社外監査役	○													○		有
5	工藤　秀男	社外監査役	○													○		有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	安田弘幸氏は安田弘幸公認会計士事務所を開設しており、当社は過去に同事務所から業務委託に基づき、監査業務等での助言を受けておりましたが、当事務所が当社から収受している対価の合計額は、1000万円未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、また、当該取引から3年以上経過しているため、十分に独立性を有していると判断しております。	安田弘幸氏は、1980年より企業監査に携わり、新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）横浜事務所長等を歴任しております。会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての財務および会計に関する豊富な専門知識と実務経験を有しております。2018年3月より当社の社外取締役に就任しておりますが、2020年3月より取締役会の議長職を務め、当社の経営における重要な事項に関し、多くの上場企業を長年に亘り監査してこられた知見により専門的な視点を加えた発言・提言を行っております。また、取締役に対して独立役員の立場から適時・適切な意見・提言を行っております。今後とも取締役会のモニタリング機能強化やガバナンス強化に貢献できる人物と判断し、社外取締役候補者としました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
2	野田万起子氏はHuman Delight㈱を設立しており、同社との業務委託に基づき、当社グループ会社のコンサルタント業務での助言を受けた経緯がありますが、当社から収受している対価の合計額は、当社グループの連結売上2%未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、十分に独立性を有していると判断しております。	野田万起子氏は、企業支援やコンサルティングの業務に長年に亘り携わり、自らも起業し会社経営を行っております。また、上場地方銀行の社外取締役を務めるなど、幅広い分野で活動されており、豊富な見識と経験、企業経営者としての知見を合わせ持っております。当社の目指すダイバシティ経営の観点からも適任の人物であり、同氏が業務執行から独立した立場で経営に参画することが、取締役会の機能強化に資するものと判断しております。取締役会のモニタリング機能強化やガバナンス強化の観点から、社外取締役候補者としました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
3	松永修氏は、神奈川銀行の元常勤監査役、2016年6月まで同行の執行役員であり、当社は神奈川銀行との間に借入等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	松永修氏は、金融機関の要職を歴任しており、財務、会計、マネジメントに関する豊富な知識・経験を有しております。これらの知見を活かし、社外の視点により、当社の経営の合理性および透明性を高め、取締役会の機能強化に資するものと判断しております。取締役会のモニタリング機能強化やガバナンス強化の観点から、新任の社外取締役候補者としました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
4	該当事項なし	山形富夫氏は、税務署長等の要職を歴任し、税理士の資格を有しております。会社経営に関与された経験はありませんが、財務および会計に関する専門知識を有しており、取締役会の審議においては、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、適切に職務を遂行しております。当社グループの健全で持続的な成長に貢献できる人物と判断し、監査役候補者としました。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
5	該当事項なし	工藤秀男氏は、税務署長等の要職を歴任し、税理士の資格を有しております。会社経営に関与された経験はありませんが、財務および会計に関する専門知識を有しており、取締役会の審議において専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための職務を適切に遂行できる人物であると判断し、監査役候補者としました。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。

４．補足説明

〈　社外役員の独立性に関する基準　〉
当社は、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の経営陣及び特定の利害関係者からの独立性を有する独立役員（独立社外取締役及び独立社外監査役）の選任にあたり、以下のとおり社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を定める。
社外役員が、次に該当する者でないこと
1. 当社グループの業務執行者
　当社グループの業務執行者又は過去10年間において業務執行者であった者
2. 株主関係者
（１）当社の10%以上の議決権を保有する者又はその業務執行者
（２）当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
3. 取引先関係者
（１）当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
当社グループを主要な取引先とする者とは、直近の事業年度において当社グループとの取引金額が取引先の連結売上高の2%以上の取引先とする。
（２）当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
当社グループの主要な取引先とは、直近の事業年度において当社グループとの取引金額が当社の連結売上高の2%以上の取引先とする。
（３）当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
当社グループの主要な借入先とは、直近の事業年度末において当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資していた者とする。
4. 専門家関係者
（１）当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の収入を得ている弁護士・司法書士・弁理士・公認会計士・税理士・コンサルタント等（但し、当該収入を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループからの売上が当該団体の連結売上高の2%以上の団体に所属する者とする）
（２）当社グループの会計監査人又はその社員等
5. 寄付又は助成を行っている関係者
当社グループから年間1,000万円以上の寄付若しくは助成を受けている者、又は当社グループから年間1,000万円以上の寄付若しくは助成を受けている法人・組合等の団体の理事その他の業務執行者
6.　過去3年間において、上記2から5のいずれかに該当していた者
7.　近親者
上記1から6のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
8.　その他
前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役又は社外監査役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～l のいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。